



つえみちゃん

御杖保育所

みつえっこストーリー (発表会) がんばったよ



「こうつうあんぜんとゆうかいぼうし」 の紙芝居をしてもらったよ



御杖村で7年間にわたり
地域を見守ってくれた
駐在所のやぶなか敷中さん。
今までありがとう
ございました!!

紙面に掲載の行事や
イベント等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今後、紙面に掲載の行事やイベント等が中止や延期となる場合があります。事前に、各問合せ先へご確認ください。

CONTENTS

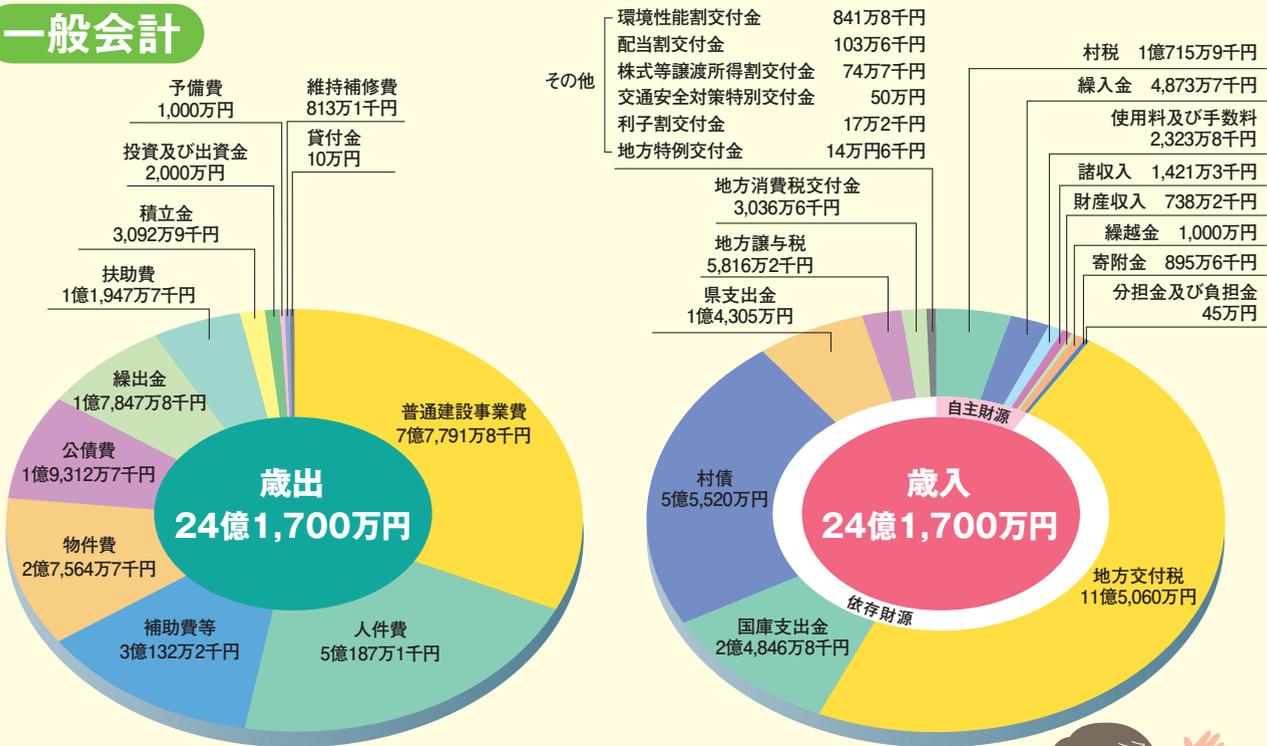
- 1 / 御杖保育所より
- 2~4 / 令和2年度予算
- 5~13 / おしらせ
- 14~15 / 保健福祉課より
- 16~20 / おしらせ
- 21 / 人事異動
- 22 / みつえニュース

令和2年度 一般会計予算

一般会計予算は24億1,700万円で、前年度当初予算に比べて2億400万円、9.2%の増額となっています。特別会計を合わせた村全体の予算総額は約33億3,313万円となりました。

一般会計 **24億1,700万円** (対前年度比9.2%増)
 特別会計 **9億1,613万円** (対前年度比3.5%減)
 全会計 **33億3,313万円** (対前年度比5.4%増)

一般会計



一般会計 村民1人当たりの予算 **1,520,125円**
 (令和2年3月1日現在人口 1,590人)



目的別から見たお金の使い方

※()内は村民1人当りの金額。
 (令和2年3月1日現在の総人口1,590人で計算)

公債費 村債やその利子の返還のために 1億9,312万7千円 (121,463円)	民生費 福祉・医療のために 3億9,623万2千円 (249,202円)	総務費 行政運営のために 4億1,817万3千円 (263,001円)	農林水産業費 農林業の振興のために 1億5,641万4千円 (98,373円)
土木費 道路や村営住宅のために 2億4,524万円 (154,238円)	教育費 学校や生涯学習のために 6億4,694万6千円 (406,884円)	衛生費 ごみ処理や病気予防のために 1億2,902万1千円 (81,145円)	消防費 消防や防災対策のために 9,782万1千円 (61,522円)
商工費 商工業・観光振興のために 8,663万8千円 (54,489円)	議会費 議会運営のために 3,708万8千円 (23,325円)	労働費 雇用を促進するために 30万円 (188円)	予備費 緊急時に備えるために 1,000万円 (6,289円)

各会計別予算

(単位: 千円-%)

会計名		令和2年度	令和元年度	前年度比		
一般会計		2,417,000	2,213,000	204,000	9.2	
特別会計	簡易水道	132,553	114,633	17,920	15.6	
	国民健康保険	388,583	451,524	△ 62,941	△ 13.9	
	内訳	(事業勘定)	282,587	325,819	△ 43,232	△ 13.3
		(診療施設勘定)	105,996	125,705	△ 19,709	△ 15.7
	介護保険	357,459	344,003	13,456	3.9	
	後期高齢者医療	37,535	39,322	△ 1,787	△ 4.5	
	合計	3,333,130	3,162,482	170,648	5.4	

① 地域資源を活かした産業の振興

(単位: 千円)

●地域おこし協力隊推進事業 42,904

都市部の若者が御杖村へ移り住み、地域の生活支援や地域協力活動に従事しながら定住・定着を図る取り組みを推進します。

●施業放置林整備事業 39,459

県森林環境税を財源とし、森林の保全や水源のかん養など、森林が発揮すべき環境面の機能増進を図るため、施業放置森林の間伐を行います。

●株式会社みつえ出資金 20,000

御杖ふるさと交流公社に代わり、新たに運営する株式会社みつえに対し、出資を行います。

●中山間地域等直接支払交付金事業 13,938

農用地を維持・管理していくための協定(取り決め)を集落単位で締結し、それに従った農地保全等の取り組みに対して支援を行います。

●プレミアム商品券発行事業 10,550

地域経済の活性化対策として、村内の商店等で利用できるプレミアム商品券発行事業を行います。

●美しい森林づくり基盤整備事業 9,278

森林の多面的機能の維持増進及び木材生産を目的として、特定間伐促進計画に基づき実施する間伐、作業道整備事業に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付します。

●中山間集落支援交付金事業 4,322

特に共同作業(農地、農道、水路の維持管理等)に重点を置いた中山間地域等直接支払交付金の活動を行う集落に対して支援を行います。

●自伐型林業推進事業 2,500

現在進めている自伐型林業による林業施業者の育成について、チェーンソー講習、選木・伐採・造林研修、作業道開設、森林経営研修を行います。

② 地域ぐるみの学び・育ちの推進

(単位: 千円)

●統合校舎整備事業 492,691

小中一貫教育を行うため、中学校校舎を改修して、令和3年2学期からの開校を目指して統合校舎を整備します。

●小学校複式学級解消事業 12,105

それぞれの学年ごとにきめ細かな学習指導の充実を図り、基礎学力の向上を目指すため、村単独の講師を配置します。

●児童手当 6,270

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、3歳未満と、小学生までの第3子以降は月15,000円、3歳から小学生までの第1子と第2子、中学生は月10,000円を支給します。

●語学指導外国青年招致事業 4,768

学校教育の中で、外国青年とふれあうことで、外国語をより身近なものとし、また国際的な視野を育むことを目的に外国語指導助手を配置します。

●乳児用園庭遊具 3,465

安全面を考慮しながら乳児の発育に寄与し、基本的な運動能力が十分に発達することを育む乳児・低年齢児用の総合遊具を御杖保育所北側園庭に設置します。

●**放課後児童一時預かり事業 2,835**

学校が終わった放課後に、子どもたちの安心・安全な居場所確保を目的に、放課後児童の一時預かりを実施します。

●**人材育成塾運営事業 1,999**

国際化社会に対応した外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ること並びに子どもたちの限りない可能性を広げていくため人材育成塾を運営します。

●**伊勢本街道整備計画作成支援業務委託 500**

伊勢本街道について、文化財として国や県の補助金を受けて整備を行い、史跡登録ができるように進めるため計画づくりに取り組みます。

③ 支えあう健康なむらづくりの推進

(単位: 千円)

●**障害者扶助費 98,580**

障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付、訓練等)や更生医療給付を行います。

●**予防接種事業 5,429**

感染症の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、インフルエンザ等の予防接種を行います。

●**福祉医療費扶助費 3,956**

中学3年生までの子ども、ひとり親家庭の保護者とその子ども、(重度)心身障害者へ医療費の一部を助成し、病気の早期発見、治療を行い福祉の増進を図ります。また中学3年生までの子どもの医療費について、自己負担金の無料化を行います。

●**がん検診事業 2,715**

がんを早期発見し、適切な治療につなげることで、がんによる死亡を減らします。

④ 安全で快適な暮らしの保障

(単位: 千円)

●**橋梁長寿命化修繕補修事業 60,000**

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に傷んだ橋梁を補修し、長寿命化を図ります。

●**桃俣簡易水道配水管更新事業 39,781**

安全で安定的な給水を行うため、桃俣地区の老朽化した簡易水道配水管の更新工事を前年度に引き続き行います。

●**村道整備事業 36,000**

村道白髪線、井出谷太良路線の拡幅改良を行います。

●**村道災害防除(法面対策)事業 25,000**

安全で安心して走行できる快適な道路空間確保のため、道路法面の落石対策等を行います。

●**橋梁定期点検 25,000**

安全、安心な道路構造物の保全を図るため、法令に基づく橋梁の定期点検(5年に1回)を実施します。

●**水道神末非常用発電 12,870**

災害時にライフラインである水の確保を行うため、神末簡易水道施設において非常用発電設備を設置します。

●**関係人口創出事業 2,500**

地域に居住していない方でも、むらづくりや村の課題解決に関わることができる仕組みを作り、継続的なつながりを築くことで、地域活性化を担う人材や将来の移住・定住人口の増加を目指します。

●**防犯カメラ設置 2,500**

防犯対策として、村内国道2か所に防犯カメラを設置します。

●**指定避難所表示看板 1,550**

村内13ヶ所の指定避難所を明示するため、表示看板を設置します。

問 総務課 ☎0745-95-2001

補助制度のご案内

〈産業建設課〉

有害鳥獣防除施設設置事業補助金

鹿、猪、サルなどによる被害を防除する目的で、農地に設置する金網柵等に要する経費の一部を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がなく、農作物を作られている方

対象施設／(1)鹿・猪対策:1施設300㎡以上の村内農地 (2)サル対策:1施設50㎡以上の村内農地

※過去に他の補助制度を活用し金網を設置した農地は除く

対象経費／対象施設(農地)を囲むために新設する金網柵の資材購入費用

補助金額／対象経費の2分の1 鹿・猪対策:1,500円/金網1mで総額20万円 サル対策:5万円/1施設

アライグマ捕獲器(檻)の貸出し

農作物を食い荒らすアライグマを捕獲し、被害の軽減を図りたい方のために、下記の貸出条件をご了承いただいたうえで捕獲器(檻)の貸出しを行います。

貸出条件／・捕獲されたアライグマの引取りは平日のみとなります。

・アライグマ以外の野生動物等(タヌキ、イタチ、犬、猫等)が捕獲された場合は、借業者自身で放獣してください。

・捕獲器(檻)は借業者自身の責任で設置し、事故のないように保管・管理を行ってください。

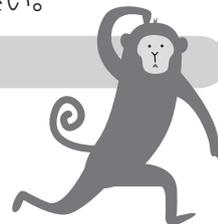
【拡充】サルの追払い用火火支給等

集落単位(常会等)でサルの追払いに取組んでいただく場合、追払い用のロケット花火とその効果の向上を図るため、新たに追払い装備品として帽子・ビブスを支給します。

申込単位／集落単位(常会等) **申込期間**／令和2年4月1日～令和2年11月30日

支給数量／(1)花火:1回の申請につき20本単位で支給、上限本数は100本まで (2)装備品:活動者数(1回限り)

※花火を安全に使用していただくための講習会を集落単位で受講していただくことが条件となりますので、事前にご相談ください。



銃免許(第一種猟銃)取得等補助金

第一種猟銃(散弾銃等)免許及び鉄砲の所持許可を新規に取得し、有害鳥獣の駆除にご協力いただける方に対して免許取得等に要した経費を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がない方で、令和3年3月末までに第一種猟銃免許及び鉄砲所持許可を取得し、その後の有害鳥獣駆除にご協力いただける方

申込期限／令和2年7月31日まで(申込状況により延長あり)

対象経費／(1)第一種猟銃免許経費(講習受講料・受験手数料)

(2)鉄砲所持経費(講習会手数料・資格認定手数料・火薬類譲受許可手数料・教習射撃受講料・所持許可手数料等)

(3)猟銃等購入経費(猟銃購入代・保管庫購入代)

補助金額／対象経費の実費総額(上限:10万円)

農業用ビニールハウス設置補強事業負担金

そ菜を出荷する農家が農作物の品質向上や生産拡大、風雪害対策を図るために高強度ビニールハウスの設置または既存農業用ビニールハウスの補強に要する経費の一部を補助します。

対象者／村内に住所を有する農家または農事組合法人、その他の農業業者で組織する団体で、事業完了後の農業用ビニールハウスで出荷を目的とした農作物をおおむね3年以上作付けする方

対象経費／(1)設置:出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置した農業用ビニールハウスに要する資材費(31.8mm以上のパイプを使用・総額50万円以上)

※暖房設備や灌水施設等の付帯設備、労務費は対象外

(2)補強:共済加入する既存農業用ビニールハウスのアーチパイプ補強に要する資材費 ※労務費は対象外

補助金額／対象経費の2分の1(上限:設置3,000円/㎡、補強300円/㎡)

募集期間／令和2年9月30日まで(申込状況により延長あり)

〈産業建設課〉

拡充 あん きょ 暗渠排水設置事業補助金

農作業の環境を改善し農業機械での作業性の向上を図るために設置する暗渠排水施設を対象として、その経費の一部を補助します。

対象者／村内で農業を営み、かつ申請時において村税等の滞納がない方

対象施設／現況が田及び畑である村内農地(ただし、過去に補助事業により暗渠排水施設を整備した農地は除く)

対象経費／暗渠排水の設置に要する資材費 ※労務費は対象外

補助金額／対象経費の実費総額(上限:1,500円/暗渠排水施設1m、総額20万円以内)

新規就農支援農業用ビニールハウス設置事業補助金

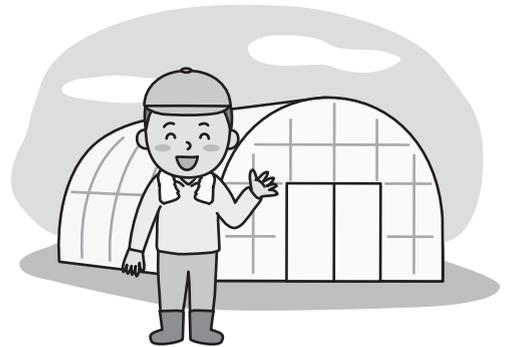
独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者(認定見込者を含む)が、施設軟弱野菜を生産販売目的で新規に設置する高強度農業用ビニールハウスの経費を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がない、農業次世代人材投資事業の給付開始日(申請中を含む)から3年以内の者で、事業完了後の農業用ビニールハウスで出荷を目的とした農作物を3年以上作付けする方

対象経費／出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置した農業用ビニールハウスに要する資材費(31.8mm以上のパイプを使用・総額50万円以上)

※暖房設備や灌水施設等の付帯設備、労務費は対象外

補助金額／対象経費の全額(上限:300万円/10a)



新規就農支援農業用機械購入事業補助金

独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者(認定見込者を含む)が、耕起・移植・収穫・乾燥調整及び防除のための農業用機械購入経費の一部を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がない、農業次世代人材投資事業の給付開始日(申請中を含む)から3年以内の者で、事業完了後に農作物を3年以上作付けする方

対象経費／農業用機械の取得・購入価格とし、下取り価格を除く ※中古機械等の場合は事前に相談要

補助金額／対象資材経費の2分の1(上限:150万円)

新規就農支援農地賃借料事業補助金

独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者(認定見込み者を含む)が、農業経営を目的として活用する農地(田・畑)の賃借料の一部を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がない、農業次世代人材投資事業の給付開始日(申請中を含む)から3年以内の者で、引き続き農作物を3年以上作付けする方

対象経費／農地中間管理機構を通じて賃貸借契約を締結した農地の賃借料

補助金額／賃借料の全額、助成期間・最大3年間(上限:1万円/10a)

米の直接支払交付金

農業の担い手確保と遊休農地の発生防止に寄与することを目的に、食料の安定供給、地域社会の活力維持、自然環境の保全等の公益的な機能を有することから、水稻生産農業者に交付金を交付します。

対象者／自ら水稻を栽培する農業者(法人等含む)で、水稻共済細目書に記載されている経営状況面積が10a以上の方

交付単価／7,500円/10a

対象面積／水稻共済細目書に記載されている面積の主食用米作付面積から自家消費等分として10aを控除した面積



担い手加算交付金

担い手農業者(認定農業者)の生産意欲向上と経営農地の大規模化推進による耕作放棄地の再生防止を目的に、振興作物の生産・販売に対して交付金を交付します。

対象者／自ら栽培する認定農業者(法人等含む)で、水稻共済細目書に振興作物(ほうれん草・小松菜・水菜・レタス・白菜・春菊・大根・トマト・大和マナ・南京・アスパラ・ヒノ菜)が記載されている方

交付単価／2万円/10a

対象面積／水稻共済細目書に対象作物が記載されている作付面積

中山間集落支援交付金

農地生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援の一環として、遊休農地や耕作放棄地の抑制と農地の集約化・集積化に伴う新規耕作者の参入しやすい環境づくりのための共同活動経費に対して交付金を交付します。

対象者／第5期対策期間中に中山間地域等直接支払交付金の活動を実施する集落

交付単価／3,000円/10a

交付要件／下記の要件を全て満たすこと

- (1)年1回以上、担当部署と意見交換会を開催すること
- (2)共同作業(農地・農道・水路の維持管理等)に重点を置き、集落活動をすること

☎ 産業建設課 ☎0745-95-2001

合併処理浄化槽の設置整備補助制度について

- ①くみ取り式トイレから水洗トイレ(合併処理浄化槽で汚水処理するもの)への転換
- ②し尿のみを処理する旧式の浄化槽から、生活排水も処理できる合併処理浄化槽への転換に対する補助制度があります。

補助金額は浄化槽の規模に応じ、33万2,000円(5人槽)・41万4,000円(7人槽)となります。

詳しくは住民生活課までお問合せください。

☎ 住民生活課 ☎0745-95-2001



資格取得で就業、スキルアップを目指す皆様へ

若者の就業機会拡大を図るため、就業する上で有利となる資格を取得した方、就労しながら能力向上のためスキルアップを目的とし資格取得した方に対し、資格取得に要した登録料や研修費用のうち一部を助成します。

【助成金】対象費用の2分の1以内の額(上限10万円)

【助成対象の要件】

- 御杖村に住民登録のある満15歳以上45歳未満の方 (学生を除きます)
- 既に国家資格、公的資格または免許を取得した方
- 資格の取得に要した費用などの支払を行った方
- 助成金の交付決定の日から2年を超える期間、御杖村に住所を有する方
- 御杖村に納付すべき村税などの滞納がない方

※助成を受けるためには、条件や取得した資格内容によって当該助成の対象にならない場合がありますので、詳しい内容についてはむらづくり振興課までお問合せ下さい。

御杖村地域活性化創業支援事業費補助金

村内で創業を目指す方に対し、その経費の一部を補助します。

- 補助対象となる方…村内において新たに事業を開始し、5年以上継続してその事業を展開する見込みのある創業家
- 補助対象経費…事業所新築・改築・増設費、報償費、旅費、需用費(ただし、食料費は除く)、通信運搬費など
- 補助金額…補助対象経費の3分の2(上限100万円)
- 募集期間…令和2年6月30日(火)まで

☎ むらづくり振興課 ☎0745-95-2001

地籍調査事業

皆さんの貴重な財産である「土地」の位置、面積等を正確に把握し、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るため、御杖村では平成25年度から国土調査法に基づく地籍調査事業に着手し、令和元年度末時点で大字桃俣町屋・眞浦・備後・西出・井出・上出の一部と大字神末小屋・敷津・川合・東町・西町の一部(田・畑・宅地)の登記が完了しました。

「地籍調査」とは？

「地籍」とは土地の情報で、いわば土地の戸籍です。「地籍調査」は土地の情報を明確にすることが目的です。

一つひとつの土地について皆さんに境界等を確認していただき、測量させていただきます。その結果、正確な土地の面積等がわかります。また正確な図面(地籍図)を作成することができ、これから、このような調査の成果は法務局に送付され、土地の登記簿が正確なものに改められます。

なぜ調査が必要か？

現在法務局に備え付けられている地図(公図)の大半は、明治初期の地租改正で作られたものをもとにしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりすることがあります。

そこで、土地に関するあらゆる行為のもとになる土地の戸籍をはっきりさせるため、この調査を実施する必要があります。

地籍調査のメリットは？

この調査を行うと次のようなメリットがあります。

- ①境界の位置が不明になっても正確に復元することができますので、土地に関するトラブルを未然に防止することができます。
- ②土地の形状や面積がはっきりします。
- ③災害復旧が迅速に行われます。
- ④固定資産の課税が適正に行われます。
- ⑤土地取引が円滑に行えます。

調査費用は？

地籍調査にかかる費用は、国(50%)・県(25%)・村(25%)で負担しますので、土地所有者に負担を求めることはありません。

ただし、境界の現地立ち会いに出ていただくこととなりますが、その時間とそれにかかる交通費等の経費を支給する制度はありませんので、個人負担となります。

地籍調査にご協力を

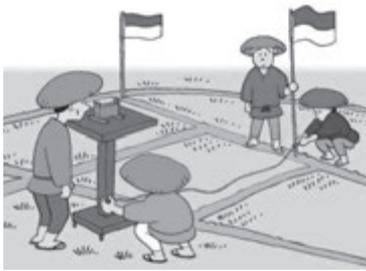
令和2年度は第7次国土調査事業10年計画(令和2年度～令和11年度)の最初の年となり、大字菅野前谷・西川・庄谷・中村地区の一部(田・畑・宅地)の一筆地調査(現地立ち会い)と大字菅野上郷・中野・西川地区の一部の測量結果に基づく地籍簿(案)と地籍図(案)の閲覧及び大字神末上村・中村地区の一部については認証手続きを実施します。

土地所有者や隣接所有者の皆さんには、調査する日程を後日ご案内しますので、事業の趣旨等をご理解いただき事業の円滑な実施にご協力をお願いします。



産業建設課
☎0745-95-2001

地租改正時の測量風景



地籍調査前 公図
(旧土地台帳附属地図)



地籍調査後 地籍図



こんな経験はありませんか？



土地を購入し、改めて測ってみたら登記簿の面積と違っていた。



塀を作り替えようとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた。



相続を受けた土地の正確な位置がわからなかった。

令和2年度 森林環境譲与税使用事業について

森林環境 譲与税とは?

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

また、森林環境譲与税は森林環境税として令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額1,000円のご負担をいただくことから、使途等を公表しなければならないとされています。

御杖村では令和2年度森林環境譲与税を以下の事業に活用します。

施業放置林整備マネージャー事業

地域をよく知るものを「マネージャー」として選任し、施業放置林の調査や森林所有者の特定を行い、施業放置林の解消に向けて普及啓発活動を実施します。

間伐促進事業

村内の森林整備を促進し、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、森林の公益的機能を保持することを目的とします。

木質バイオマスエネルギー供給促進事業

森林の公益的機能を発揮させるため、村内の森林で適正な森林施業によって生産された間伐材などの搬出を促進し、森林資源を木質バイオマスエネルギーへの有効活用を図ることを目的とします。

森林環境整備基金

令和2年度で県の森林環境税が廃止になる恐れがあるため、廃止後も森林環境譲与税を使用して森林整備関連の事業を円滑に行えるように基金積立を行います。

御杖村農業委員会からのお知らせ

令和2年度 春夏期農作業標準賃金決定!

過日の農業委員会において、本年度の春夏期農作業標準賃金が下記のとおり決定しました。

なお、この金額はあくまでも目安で定めたもので、消費税は含まれておりません。

また農地の状態や地形等の諸条件が地域によって異なりますので、作業の出し手・受け手がよく話し合い、お互いが納得のうえで金額を決定してください。

作業項目		金額	備考
農作業(男女とも)		9,000円	休憩:3回(午前、昼食、午後) ※昼食は1時間 (作業員弁当持参)
賃耕料 (10a)	耕起	10,000円	ほ場整備済水田
		12,000円	未整備水田
	代かき	14,000円	ほ場整備済水田
		15,500円	未整備水田
		耕起~ 代かき	24,000円
27,500円	未整備水田		
機械田植(10a)		11,000円	ほ場整備済水田
		12,000円	未整備水田

農業委員会からのお願い

- ◎農地の売買・転用には必ず農地法に基づく手続きが必要となります。
- ◎農地の貸し借りにも手続きが必要となります。
- 許可申請書等の提出期限は**毎月5日**締切となっています。
- ※農地の転用は県許可となりますので、**毎月25日**までに必要書類を添付し提出してください。

問合せ・提出先

御杖村農業委員会(産業建設課内)
☎0745-95-2001

令和2年度 村税についてのお知らせ

皆さんに納めていただく村税は、福祉・教育などの各種行政サービスはもちろん、村民の皆さんがいきいきと安心して住み続けることのできる環境を整備するための貴重な財源となります。

御杖村では毎年、4月に軽自動車税(種別割)、5月に固定資産税、6月に村県民税(個人住民税)、そして7月には国民健康保険税が課税されます。

各税の納期は次の通りです。

	賦課期日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税 (種別割)	4月1日	1期											
固定資産税	1月1日		1期		2期					3期		4期	
村県民税 (個人住民税)	1月1日			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	4月1日				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は、各納期月の月末。ただし12月は25日が納期限です。
 月末が日曜、祝祭日等に当たるときは、その翌日(土曜日にあたる場合は翌々日)が納期限となります。
 ※賦課期日とは、その年度分の納税義務を確定する基準日のことです。
 また、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が増加される場合がありますので、納期内納付をお願いします。

固定資産税

御杖村内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有されている次の方に課税されます。

【土地・家屋】：土地・家屋登記簿または土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方または法人

【償却資産】：償却資産課税台帳に所有者として登録されている方または法人

税額

税額は資産の価格を基に算定した課税標準額に税率14%を乗じて得た額(百円未満切捨て)となります。

課税されない場合

- 次に該当する場合、固定資産税が減免されます。(申請が必要です)
 - ・貧困により生活のため公私の扶助を受けている方の所有する固定資産
 - ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものは除く)
 - ・村の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- その年の固定資産の課税標準額が次の金額未満のものについては、固定資産税は課税されません。
 - ・土地：30万円
 - ・家屋：20万円
 - ・償却資産：150万円



村県民税(個人住民税)

御杖村に住民登録のある方で、前年中に一定の給与、営業、農業、不動産、譲渡、配当や年金等の所得があった方に課税されます。

また、御杖村に住民登録がない方で、村内に家屋や事務所、事業所を所有しておられる方は「均等割」が課税されます。

税額

村県民税(個人住民税)には、「均等割」と「所得割」があります。

「均等割」：村民税3千5百円+県民税2千円(森林環境税含む)

「所得割」：課税所得金額×(村民税6%+県民税4%)

課税されない場合

- 次に該当する場合、村県民税(個人住民税)が減免されます。(申請が必要です)
 - ・貧困により生活のため公私の扶助を受ける方
 - ・災害等により個人の所有する資産に損失を受けた方
- 「均等割」「所得割」のどちらも課税されない方
 - ・生活保護を受けている方
 - ・障害者・未成年者・寡婦(夫)で前年中の合計所得金額が125万円以下(給与収入で20万4千円未満)の方
 - ・扶養親族のいない方で合計所得金額が28万円以下の方
 - ・扶養親族のいる方で合計所得金額が28万円×(控除対象配偶者+扶養

●「所得割」が課税されない方
 ・扶養親族のいない方で合計所得金額が35万円以下の方
 ・扶養親族のいる方で合計所得金額が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)+32万円以下の方

国民健康保険税

国民健康保険の被保険者を有す世帯主(世帯主が被保険者でない場合も含む)に課税されます。

令和2年度は、税率・税額改定、課税限度額の引き上げ及び軽減判定基準額の変更が行われます。

税額

世帯内の被保険者ごとに算定した所得割額、均等割額及び平等割額の合計金額で課税されます。

軽減

世帯主(世帯主が被保険者でない場合も含む)及びその世帯の国民健康保険者の合計総所得金額が次の軽減判定基準以下の世帯については、所得の額に応じて均等割と平等割が軽減されます。

- ① 割軽減は、33万円以下の世帯
- ② 割軽減は、33万円+28.5万円×被保険者数)以下の世帯
- ③ 割軽減は、33万円+52万円×被保険者数)以下の世帯

※世帯に二人でも未申告の方がいると軽減を受けることができません。

課税されない場合

●次に該当する場合、国民健康保険税が減免されます。(申請が必要です。)

- ・貧困により生活のため公私の扶助を受けている方
- ・災害等により生活が著しく困難となった方
- ・など



区分	医療分	支援金分	介護分
課税対象者	0歳~74歳の被保険者		40歳~64歳の被保険者
所得割	6.5%	2.5%	2.5%
資産割	令和2年度より廃止	-	-
均等割(1人あたり)	22,000円×人数	7,000円×人数	13,000円×人数
平等割(1世帯あたり)	17,000円	6,000円	令和2年度より廃止
	※1 特定世帯 8,500円	3,000円	
	※2 特定継続世帯 12,750円	4,500円	
課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することで国民健康保険の被保険者が一人となる世帯を特定世帯といい、最大5年間医療分と支援分の平等割が半額になります。
 ※2 特定世帯として5年間軽減を受けられた世帯は、軽減割合を2分の1から4分の1に縮小した上で3年間軽減を受けることができます。この世帯を特定継続世帯といいます。

督促手数料と延滞金について

納期内に納めた人との負担の公平性を図るため、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が増算されます。

督促状や催告書、関係部署からの呼び掛け等によっても納付や相談が無く、また誠意が認められない場合は、法律の規定に基づき財産調査を行い、預貯金や給与、不動産等を差押えし、換価(換金)して滞納金や延滞金に充てさせていただきます。

滞納処分のおおよその流れは次のとおりです。

① 期内に納付されないと納期限から20日以内に督促状を発送。手数料として100円が増算されます。

② 督促状で納付されないと金融機関、勤務先等へ給与等財産調査を行います。

③ 未納が継続すると②にて行った財産調査で判明した財産の差押えを行います。

④ さらに未納が継続すると取立や公売により換金し、滞納金に充当。

延滞金

完納の日までに応じて計算し加算。
 (1ヶ月間は年2.6%、それ以降は年8.9%)

納付忘れがないように、
 村税の納付は
 口座振替が便利です。

村税等は、金融機関等にて口座振替による納付ができます。

納付忘れがないよう、手続きがお済みでない方は是非ご利用ください。
 申請は各金融機関窓口または役場窓口で金融機関の通帳とお届け印があれば可能です。

取扱金融機関

南都銀行・大和信用金庫・奈良県農業協同組合・ゆうちょ銀行

振替日

毎月25日(土日の場合は翌営業日)

なお、残高不足等で不納となった場合の再振替はできませんので、振替日前には残高確認をお願いします。村税に関する詳細は、住民生活課までお問合せください。

問 住民生活課 ☎074-5-951-20001

後期高齢者医療保険料率の算定について(令和2・3年度)

令和2・3年度の保険料率について

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率の改定を行いました。

現行	〈均等割額〉 45,200円	➔	改正後	〈均等割額〉 48,100円
平成30・令和元年度	〈所得割率〉 8.89%		令和2・3年度	〈所得割率〉 9.41%

保険料賦課限度額の改定

令和2年度からの国の基準に合わせて、保険料賦課限度額の改定を行いました。

これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

〈一人当たり上限〉 62万円	➔	〈一人当たり上限〉 64万円
----------------	---	-----------------------

保険料の軽減について

【保険料均等割額の軽減】世帯の所得状況に応じて、次のとおり均等割額が軽減されます。

- ※1 本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乘せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われています。
- ※2 均等割額の軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減の判定基準所得が拡充されました。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下		8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] 被保険者全員の公的年金の控除額を 80万円として計算し、所得が0円と なるとき	7割※1	8割	7割	
33万円+(28.5万円※2×世帯の被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+(52万円※2×世帯の被保険者数)以下	2割	2割		

- 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
- 軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日)の世帯状況で行います。

問 住民生活課 ☎0745-95-2001

転入・転出などの 住民登録の届出はお済みですか？

春は、就職や転勤、入学など、一年のうちでもっとも引越しの多い時期です。

住民登録は、住んでいるところの証明や各種行政サービスの基礎となっていますので住所等の異動があったときは、忘れず届出をしてください。

また、現住所で住民登録をしていない方は、正しい住民登録をしましょう。

こんなとき	届出の期間	届出に必要なもの	届出する人
転入届 他の市町村から御杖村に住所を移す場合	転入日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●前住所地の市町村から交付された転出証明書（マイナンバーカード・住基カードを利用した転出の場合は不要） ●本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等） ●届出人の印鑑 ●マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ●国民年金手帳（加入者のみ） ●住民基本台帳カード（所持者のみ） 	※やむを得ない場合は、代理人に委任することもできます。（委任状が必要） 原則として、本人または世帯主
転出届 御杖村から他の市町村へ住所を移す場合	転出予定日の14日前から当日まで	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等） ●届出人の印鑑 ●マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード 	
その他の届出 転居・世帯主変更・世帯分離・世帯合併など	御杖村内で住所を移した場合や家族構成が変わった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護被保険者証など（対象者のみ） ●印鑑登録証（登録者のみ） ●住民基本台帳カード（所持者のみ） 	



※ここに書かれているもの以外に書類等が必要な場合があります。

国民健康保険や国民年金の手続きは、 就職・退職の際も届出をお忘れなく！

国民健康保険や国民年金の届出は、引越しの際だけでなく、就職や退職をしたときも必要ですので忘れずをお願いします。



問 住民生活課 ☎0745-95-2001

健康標語 ちょっとまって ぜんぶかけるの そのしょうゆ

【4月の予定】 問 保健福祉課 0745(95)2828 社会福祉協議会 0745(95)2522

保健・福祉センター情報【4月】							保健、福祉、介護、子育てのコーナー					
Sun日	Mon	月	Tue	火	Wed	水	Thu	木	Fri	金	Sat	土
					1 元気にしとる会 (水口)	2 ふれあい喫茶	3 筋力アップ教室	4				
5	6 編み物教室		7 老人クラブ総会 元気にしとる会 (上郷・中野)		8 カラオケ教室	9 ふれあい喫茶 囲碁・将棋交流会	10 筋力アップ教室	11				
12	13 元気にしとる会 (神・中村) 心配ごと相談(菅野)		14 元気にしとる会 (峯)		15 元気にしとる会 (西町)(東町)(堂前)	16 ふれあい喫茶 ヨガ教室	17 筋力アップ教室	18 元気に しとる会 (土・中村)				
19	20 元気にしとる会 (敷津)		21 元気にしとる会(大野) 元気・思いやり サポーター会議		22	23 ふれあい喫茶 みつえっこ広場	24 筋力アップ教室	25				
26	27		28		29 昭和の日	30 ふれあい喫茶						

筋力アップ教室

☆申込不要・参加無料☆

- 日 時：4月3日・10日・17日・24日(各金曜日)
ゆったりコース13:10~14:50 しっかりコース14:50~16:20
- 講師：運動指導士他 ■場 所：保健センター
- 持ち物：お茶

問 保健福祉課 ☎0745(95)2828

いきいき百歳体操

☆申込不要・参加無料☆

- 日時及び場所
- 菅野庄谷集会所 毎週月曜 13:30~
- 神末敷津産地化センター 毎週火曜 13:30~
- 土屋原堂前集会所 毎週火曜 13:30~
- 神末西町集会所 毎週水曜 13:00~
- 下里アサエさん宅(神末上村) 毎週水曜 14:00~

問 保健福祉課 ☎0745(95)2828

みつえっこ広場(子育て支援)

- 日 時：4月23日(木)10:00~11:00まで
- 場 所：御杖保育所内子育て支援センター
- 内 容：はじめましての会
- 対 象：保育所に入所されていない村内在住の小学校
就学前のお子さんとその保護者の方
- ◎毎週月・木・金曜日の9:00~12:00までは、支援室・
園庭の開放をしていますので、お気軽にご利用ください。
- ◎一時預かり保育も実施しています。利用を希望される方は、
事前に申請が必要となりますのでお問合せください。

問 御杖保育所子育て支援センター ☎0745(95)3138

囲碁・将棋交流会

☆申込不要・参加無料☆

- 日 時：4月9日(木)13:00~16:00
- 場 所：保健センター ■対 象：どなたでもご参加
ください。

問 社会福祉協議会 ☎0745(95)2522

困った時は……

- だいじょうぶ、ひとりで悩まず、まずは、保健福祉課 95-2828 「にーはちにーはち」へご相談ください。

令和2年度 ヨガ教室のお知らせ

☆要申込☆

ヨガは、ストレッチや筋力運動とともに、呼吸に合わせて脳と体を柔軟に使うことで、ストレス解消や心身のリフレッシュに効果があります。

毎月1回、みつえ温泉姫石の湯で開催していますので、初めての方でもお気軽にご参加ください。

■日時：令和2年4月～7月までは毎月第3木曜日 17:50～18:50
8月以降については、毎月の広報でご確認ください。

■場所：みつえ温泉『姫石の湯』和室

■講師：名張もりもと接骨院 院長 太田 和幸氏

■持ち物：水、お茶などの飲み物

*ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。バスタオルでも代用できます。

*動きやすい服装でお越しください。

■参加費：村民の方は無料です。

■申込み：※4月の開催は16日です。みつえ温泉『姫石の湯』に
4月12日までにお申し込みください。



問 保健福祉課 ☎0745 (95) 2828

申 みつえ温泉『姫石の湯』 ☎0745 (95) 2641

令和2年4月 奈良県医師会 健康相談日お知らせ

精神科に関する健康相談

4月 8日(水) 13:00～14:00 〈予約必要〉

目の健康相談

4月14日(火) 14:00～15:00 〈予約不要〉

整形外科に関する健康相談

4月21日(火) 14:00～15:00 〈予約必要〉

内科疾患に関する健康相談

4月22日(水) 14:00～15:00 〈予約必要〉

【場所】

奈良県医師会館1階

県民健康サービス室

(近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

※無料相談のみ

検査診察は行っていません

連絡先／奈良県医師会 各主催部会 ☎0744-22-8502 FAX.0744-23-7796

＼ いきいき百歳体操はじめてみませんか? ／

私たちもやってみたい、どんなことするのか?お気軽に保健福祉課までご連絡ください。

いきいき百歳体操を
始めるときのお願い

①3人以上のグループで行う。

④体操に必要なテレビプレイヤー、

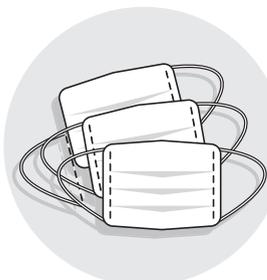
②週に1回以上実施できる。

背もたれのある椅子、重りが準備できる。

③会場を決める(集会所や戸宅)。

(無い場合は約三ヶ月は貸し出します。)

問 保健福祉課 ☎0745 (95) 2828



御杖村にマスク寄贈

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、マスクの品薄が続く中、3月中旬に御杖村 菅野 小田商店様(小田哲也様)より「お役に立てれば」と、子ども用マスク500枚が御杖村に寄贈されました。

この度の子どもたちへの思いやりに感謝申し上げますとともに、書面をもって御礼にかえさせていただきます。寄贈されましたマスクは、村内の保育所や小・中学校、診療所等で活用させていただきます。本当にありがとうございました。

奈良県立二階堂養護学校の教育相談並びに体験学習について

奈良県立二階堂養護学校では、障害のある幼児や児童生徒、その保護者に対して、就学や療育・教育についての教育相談並びに体験学習を実施しています。

●教育相談

〈小学部〉実施日/毎週 月曜日～金曜日(10:00～11:30)
月曜日・金曜日(13:30～15:00)
《相談のみ》

※他の曜日を希望される場合は、相談させていただきます。

〈中学部〉実施日/火曜日・木曜日・金曜日
個別に随時実施(9:40～11:40)

〈高等部〉個別に随時実施(9:40～11:40)

●体験学習

〈小学部〉実施日/月曜日～金曜日
個別に随時実施
(10:00～11:30)

〈中学部〉実施日/火曜日・木曜日・金曜日
個別に随時実施

〈高等部〉個別に随時実施

※いずれも、電話での事前予約が必要です。

【問合せ先】奈良県立二階堂養護学校
奈良県天理市庵治町358-1 ☎0743-64-3081(窓口:各部主事)



第33回 奈良県ろうあ者大会のお知らせ

内 容 演劇 奈良ろう者劇団大仏も笑う会による「最後の夏祭り」(声優付き)
★ダンスや手話歌、体操、お楽しみ福引きなどがあります。

日 時 令和2年5月17日(日曜日) 10:30～16:30 ※開場は9:30

場 所 宇陀市文化会館 かぎろひホール 奈良県宇陀市大宇陀拾生871番地

参加費 一般3,000円/会員2,500円(一般会員ともにお弁当付き)
※チケットは、各地域聴障団体や手話サークルでお求めください。
※当日参加はお弁当がつきません。
※会員とは、奈良県聴覚障害者協会会員であること。

申込締切 4月18日(土曜日)

保 育 3歳以上から小学2年生までのお子様について、保育も実施しております。
※必要な方は、保育料300円を添えて申込みして下さい。

主 催 一般社団法人奈良県聴覚障害者協会

主 管 宇陀市聴覚障害者協会

協 力 宇陀市手話サークル「やまびこの会」「かぎろひ」「ポラリスの会」



【申込み/問合せ先】第33回奈良県ろうあ者大会実行委員会 事務局

●岡村 冴子 FAX 0745-82-2546 ●上田 陽代 ☎0745-80-2293

優良運転者の表彰申請について

1.自動車運転者の交通マナーの向上を図るため、秋に優良運転者の表彰を行います。該当される希望者は申請してください。

申請期間 令和2年5月1日～5月31日

受付時間 9:00～16:00

(12:00～13:00を除く)

※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

2.表彰を受けられる資格

- (1) 桜井警察署宇陀警察庁舎管内に住んでおられる運転免許保持者であること
- (2) 自動車及び原動機付自転車の運転を継続して行っていること



3.表彰の種別・条件

表彰の種別ごとに条件を充たしていることが必要です。

(1) ベストドライバー顕彰

- 上級顕彰を受けてから1年以上経過していること
- 過去10年以上無事故・無違反で、免許の停止処分を受けていないこと

(2) 緑十字銅章

- ベストドライバー顕彰を受けていること
- 自己責任による交通事故が過去10年以上ないこと
- 交通違反が過去5年以上ないこと
- 運転経験10年以上であること

(3) 近畿交通栄誉章

- 緑十字銅章を受けてから5年以上経過していること
- 運転経験20年以上であること
- 交通事故・交通違反が10年以上ないこと

※表彰人数に制限があり選考の上表彰されますので、あらかじめご了承ください。

※その他の表彰につきましては、事務局までお問合せください。

問 桜井警察署宇陀警察庁舎内 一般財団法人 奈良県交通安全協会
桜井支部協会 宇陀地区協会 ☎0745-82-0110

奈良県自転車条例 奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

令和2年4月1日より自転車保険への加入が義務となりました!



なぜ義務化されたの?

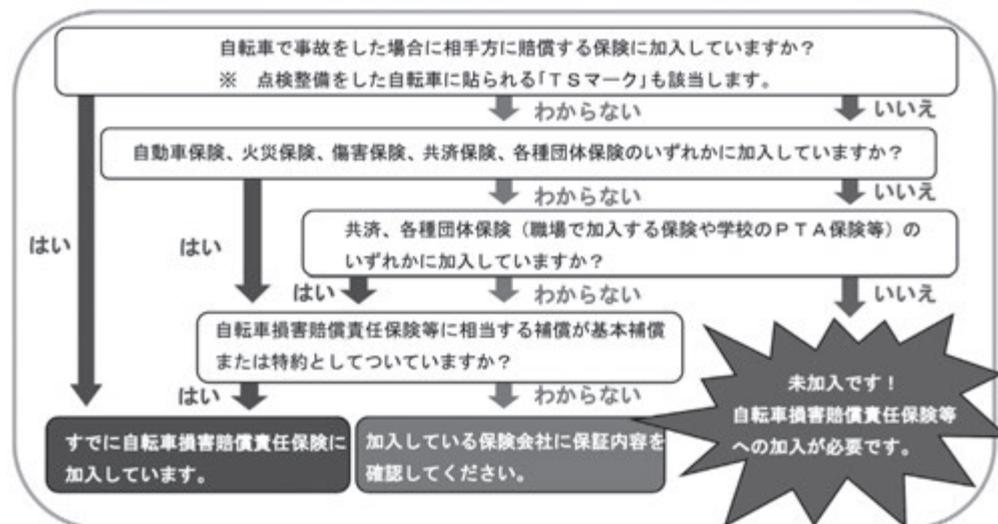
自転車事故の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

自転車保険について詳しくは

奈良県 自転車条例 検索 🔍



自転車保険に加入しているか
チェックシートで
確認してみよう!



問 奈良県 安全・安心まちづくり推進課 自転車条例総合窓口 ☎0742-27-7013 (平日9:00～17:00)

「憲法週間」記念無料法律相談

- 日 時…令和2年5月13日(水) 9:30～12:00／13:00～15:30
- 場 所…①奈良弁護士会(奈良市中筋町22番地の1)
〈相談時間〉1人30分 先着20名
②経済会館(大和高田市大中106番地の2)
〈相談時間〉1人30分 先着10名
- 予約受付…4月1日(水)～4月30日(木)まで
〈電話予約〉奈良弁護士会(先着順)
〈受付時間〉平日 9:00～17:00

問 奈良弁護士会 ☎0742-22-2035



奈良県労働委員会委員による労働相談会を毎月実施します!

- 日時…原則として毎月第2木曜日 15:00～16:00
 - 場所…奈良県奈良総合庁舎2階会議室(奈良市法蓮町757)
 - 概要…経験豊富な奈良県労働委員会の委員が、公正・中立な立場で、解雇や賃金問題、パワハラなど労働に関するトラブルの相談(募集や採用相談は除く)に応じます。
県内在住または在勤の労働者と、県内に事業所のある事業主が対象【1人30分程】
 - 費用…無料
 - 申込…前日の16:30まで【要予約】
- 詳細は下記へお問合せください。

問 奈良県労働委員会事務局 ☎0742-20-4431 FAX.0742-23-3530
HP www.pref.nara.jp/1704.htm



協会けんぽ奈良支部の加入者・事業主の皆さまへ

令和2年3月分(4月納付分)より協会けんぽの保険料率が変わります

奈良支部の健康保険料率は変更となります。介護保険料率も変更となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

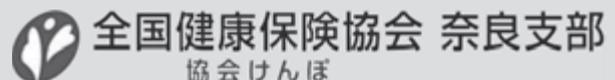
令和2年2月分 (3月納付分)まで 給与・賞与の 10.07%	健康 保険料率	令和2年3月分 (4月納付分)から 給与・賞与の 10.14%	令和2年2月分 (3月納付分)まで 給与・賞与の 1.73%	介護 保険料率	令和2年3月分 (4月納付分)から 給与・賞与の 1.79%
--	------------	--	---	------------	---

※任意継続被保険者の方は、令和2年4月分(4月納付分)から変更となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

▼保険料率についてのお問い合わせはこちらまで



〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階
問 ☎0742-30-3700 (代表・自動音声案内4番)

温泉カレンダー
4月

日	男湯	女湯	姫石の湯
1水	木風呂	石風呂	◇
2木	石風呂	木風呂	◎【姫石の湯バス】
3金	木風呂	石風呂	☆
4土	石風呂	木風呂	
5日	木風呂	石風呂	
6月	石風呂	木風呂	□●
7火	定休日		
8水	石風呂	木風呂	◇
9木	木風呂	石風呂	◎【姫石の湯バス】
10金	石風呂	木風呂	☆
11土	木風呂	石風呂	
12日	石風呂	木風呂	
13月	木風呂	石風呂	□●
14火	定休日		
15水	木風呂	石風呂	◇
16木	石風呂	木風呂	◎【姫石の湯バス】
17金	木風呂	石風呂	☆
18土	石風呂	木風呂	10時30分開館
19日	木風呂	石風呂	10時30分開館
20月	石風呂	木風呂	□●
21火	定休日		
22水	石風呂	木風呂	◇
23木	木風呂	石風呂	◎【姫石の湯バス】
24金	石風呂	木風呂	☆
25土	木風呂	石風呂	10時30分開館
26日	石風呂	木風呂	「風呂の日」10時30分開館
27月	木風呂	石風呂	□●
28火	定休日		
29水	木風呂	石風呂	◇ 10時30分開館
30木	石風呂	木風呂	◎【姫石の湯バス】

□…ガラガラ抽選 ●…特別風呂 ◇…お隣町村感謝デー
◎…シルバードー ☆…お子様無料デー

ひ め し ゆ
姫石の湯

営業時間: 11:00~20:00 (19:30受付終了)
☎0745(95)2641



◆新型コロナウイルス対策

みつえ温泉「姫石の湯」および「街道市場みつえ」では、お客様の安心安全を保つために従業員のマスク着用、定期的な館内清掃と館内消毒を実施しております。

ご来館いただきませすお客様におきましては発熱等体調不良をお見受けした際は、入館をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

◆特別風呂



姫石の湯では毎週月曜日に月替りの特別風呂をご用意！

★4月は「アルガンオイルのお風呂」

美容オイルとして人気の高いアルガンオイル(保湿成分)配合万能オイルと言われる性能を実感してください。

◆みつえ青少年旅行村の営業が始まります！

今年もいよいよ、みつえ青少年旅行村の営業が4月18日(土)より始まります。

ゴールデンウィークの宿泊は、すでに多くのご予約をいただいておりますが、日帰りバーベキューは比較的予約が取りやすくなっております。

帰省されるご家族やご友人と一緒にみつえ青少年旅行村で楽しい思い出作りをしませんか。

ご予約は、お電話またはインターネットよりできます。

◆営業時間臨時変更のお知らせ

4月18日(土)~5月6日(水)までの土、日、祝日につきましてはご入浴とセルフコーナーを30分早く営業開始いたします。

- 10時30分開館日
- 4月18日(土)
 - 4月19日(日)
 - 4月25日(土)
 - 4月26日(日)
 - 4月29日(水)
 - 5月2日(土)
 - 5月3日(日)
 - 5月4日(月)
 - 5月5日(火)
 - 5月6日(水)

※閉館時間は変更ございません。
レストラン山桜の営業は変更ございません。



御杖村のつねみちゃん

人事異動

村では、新年度に向けて職員の仕事異動を4月1日付で発令しました。
 ※青色は異動職員、赤色は新規採用職員、()は会計年度任用職員

所属課

課長

課長補佐

課員

所属課	課長	課長補佐	課員
議会事務局	局長 森本成則		
総務課	課長 中嶋英樹	松本慶一	川上暢子 鈴木徳宏 鈴木健司 阪口浩信 箸中駿 小田勝稔 森田ななみ 徳田光昭
出納室	会計管理者 今井智		大平拓磨 森千紗
産業建設課	課長 古谷匡敏	菊山大介 中嶋和範	小奈良裕介 福岡裕起 盛岡奏太 河端作弥
むらづくり振興課	課長 仲子雄史	登隆太郎 菊山ケイ子	古谷智士 平田瑞樹 佐藤誠祐
住民生活課	課長 片岡保昌	古谷依子	青海昌睦 峯直美 田中敬子 小西奈己 大西聡史 (令和2年2月採用)
保健福祉課	課長 廣尾真貴子 (診療所事務長兼務)	川上隆二 森田多美子 (保育所)	長山理佳 古谷嘉章 古谷静香 出上大貴 葛本有利 (令和2年2月異動)
国保診療所	所長 合田貴世		坂井由香理 藪内尚子 今西嘉博 竹之内麻記 (令和元年9月採用) (嶋麻佑)
教育委員会	次長 中村康幸	平田悦久	竹村信樹 掛川はる菜
出向及び退職等			寺本貴輝 鍵田輝(奈良県)
東宇陀環境衛生組合			藤田辰猪 西岡悦夫 小奈良宜子 太田慶一
県派遣期間終了			
退職(令和2年3月31日付)			



消防ポンプ自動車引渡式

消防団第2分団のポンプ自動車について、購入してから20年が経過し、老朽化のため車輛を更新することになりました。3月1日(日)に新しい車輛の引渡式が行われ、伊藤村長より第2分団へポンプ自動車が引き渡されました。



学校支援地域 ボランティアだより

vol.26



学校支援ボランティアは、子どもたちの育ちや学びを、地域ぐるみで支援する活動をしています。2019年度もたくさんの方にご協力いただきました。後半の活動の一部を紹介します。

小学校



本の読み聞かせ
各学年



昔の遊び
1.2年生



ヤギの観察
1.2年生



秋のラッパイチョウ
1.2年



冬の不動の滝
1.2年生



昔の道具
3年生



昔の生活
3年生



神末・小屋の化石採掘
5.6年生

中学校



伊勢湾台風(桃俣)
歴史班



伊勢湾台風(土屋原)
歴史班



伊勢湾台風(菅野)
歴史班



薬物乱用防止教室
3年生



ロク口体験・茶器作り
1年生



放課後児童一時預かり



門松作り



百人一首大会

編集後記

2019年度におきましても、学校への惜しみないご支援ご協力をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。新型コロナウイルスの影響で、小中学校が急遽休校になり、茶道や森林組合の社会見学、囲碁将棋教室などが中止になりました。準備を進めてくださっていた皆さまにはご迷惑をお掛けしましたが、柔軟にご対応いただき本当にありがとうございました。

学校支援 ボランティア募集

御杖村教育委員会では「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」を導入し、“地域と共にある学校づくり”を目指しています。一緒に学校支援ボランティアに参加しませんか?詳しくは教育委員会事務局までお問合せください。

☎ 教育委員会事務局 ☎0745-95-2004